

むつ市農業委員会第 6 7 0 回総会議事録

平成 2 3 年 7 月 2 1 日（木）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室 1 に
おいて開催された。

1. 開催日時 平成 2 3 年 7 月 2 1 日（木）午前 1 0 時 5 0 分から午後 1 2 時 0 0 分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 1
3. 出席した委員の番号及び氏名（2 9 名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
3	〃	北 上 勝 利
4	〃	柴 田 峯 生
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
1 0	〃	菅 原 靖 博
1 1	〃	工 藤 輝 雄
1 2	〃	本 山 日 満 夫
1 3	会 長	立 花 順 一
1 4	〃	水 戸 隆 璽
1 5	〃	鴨 田 輝 雄
1 6	〃	藤 澤 伊 三 郎
1 7	〃	橋 本 唯 志
1 8	〃	小 林 義 顯
1 9	〃	赤 坂 直 良
2 0	〃	嶋 影 秀 子
2 1	〃	菊 池 秀 藏
2 2	〃	立 花 幸 雄
2 3	〃	坪 清 志
2 4	〃	山 口 芳 一
2 5	〃	坂 本 正 一
2 6	〃	村 口 鉄 雄
2 7	〃	原 英 輔
2 8	〃	杉 山 武 美
2 9	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
3 0	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（1名）

番 号	役 職 名	氏 名
5	農 業 委 員	蛭 名 修 一

5. 議事の概要

- 第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第3号 下限面積（別段の面積）について
- 第5 報告事項 地目変更登記に係る農地の現況照会について
- 第6 その他 農地部会・農政部会について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 手間本 富士雄
 次 長 増 田 健 二
 総括主幹 一 家 隆 雄
 主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

3 番 北 上 勝 利 4 番 柴 田 峯 生

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主 事 山 川 知 佳

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 7 0 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、3 0 名中 2 9 名で定足数に達しております。 本日、5 番蛭名委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
議 長	これより、本日の会議を開きます。 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により議長において、3 番北上委員、4 番柴田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の山川主事を指名いたします。
議 長	日程第 2、会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条による許可申請 2 件について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の許可申請によるもので、申請地は 2 件とも農用地区域内であります。受付 1 番の申請地は、むつ市田名部字宮後 9 0 番 1、地目が畑、面積が 1 2, 5 2 6 m²新規就農による 1 0 年間の無償による使用貸借の設定であります。平成 2 3 年 6 月 2 0 日 1 0 番菅原委員、2 8 番杉山委員、事務局において現地を確認しております。現況は休耕地であります。使用貸借によって耕作、農地の有効利用されるものであり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地においても及ぼす影響もなく、特に問題はないと思います。 受付 2 番については、申請地がむつ市関根字南関根 8 7 番、地目が畑、面積が 5, 8 6 6 m²、贈与による所有権の移転であります。農業経営の拡大を図るもので、平成 2 3 年 6 月 2 9 日坪委員、杉山委員、事務局において現地を確認しております。現況は季節野菜が栽培されています。基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地においても及ぼす影響もなく、特に問題はないと思います。 受付 1 番、2 番につきましては、農地法第 3 条調査書により報告されていますように農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明があり

ましたらお願いいたします。

菅原委員

6月20日私と杉山委員、事務局で現地調査を行いました。現地は休耕地でありました。事務局の説明のとおり、使用貸借によって農地が耕作されますので、特に問題はないと思います。以上です。

杉山委員

6月29日私と坪委員、事務局で現地調査を行いました。
事務局の説明のとおり、現地は耕作地として利用されているので特に問題はないと思います。

議 長

議案第1号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

坂本委員

受付1号について、使用貸借の面積が大きいのですが、耕作の内容によって営農形態はどのような計画になっているのか。また、経常経費が伴うと思いますがどのようなになっているのか、お知らせ願いたい。

事務局

申請者は、夫婦とも3年の農作業歴があります。営農計画書が提出されていますので計画内容をお知らせいたします。栽培品目は、そば1,000㎡、馬鈴薯1,000㎡、大根500㎡、カボチャ500㎡を作付け自家消費であります。8,000㎡の耕作は、牧草であります。牧草収穫後は水川目転作組合に販売を予定しています。経常費用につきましては、税金を含め借受人の支払いであります。以上です。

議 長

質疑ございませんか。

質疑ありませんので、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議 長

議案第2号「農地法第5条による許可申請2件について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定に基づく、県知事の転用許可申請で2件あります。

受付1番の申請地は、むつ市大畑町上野25番、地目が畑、面積が344㎡、平成23年6月30日、2番柳澤委員、12番本山委員、19番赤坂委員、事務局において現地を確認しております。申請の理由は、申請人は現在アパート住まいで、アパートは古く、生活がしがたいため新居を求め土地を探しましたが候補地がないこと、また、親の老後において面倒見なければならないことなどから、母親から土地の贈与を受け、住宅を建築し親と同居するものであります。

申請地は現在休耕地であり、土地利用計画平面図でわかりますように周辺は市道、住宅街であります。

許可要件の立地基準では、農業振興地域外であり特に問題はないと思います。一般基準においては、資金計画書が添付されており、農地の転用面積では344㎡、許可基準面積を下回っています。計画平面図でわかりますように建ぺい率においても36.1%、運用要件を超えていま

す。被害防除につきましては、住宅が建築されることによって、周辺に影響を及ぼすことのないように分割登記がなされることなどから、特に問題はないと思います。また、都市計画区域内の用途地域「第1種低層住居専用地域」指定されている地域でもあります。以上のことから許可要件は満たされているものと思われます。

受付2番の申請地につきましては、むつ市宇田町392番1、地目が畑、面積が655㎡平成23年6月30日10番菅原委員、11番工藤委員、事務局において現地を確認しております。

申請者は、自衛隊勤務宿舍住まいの方であります。勤務地に近いところに新居を求めましたが土地がなく、休耕地である当該土地の選定、売買による所有権の移転であります。現況は、長年休耕地で周辺は市道、住宅街、原野であります。許可要件の立地基準においては、農業振興地域外でありますので、特に問題はないと思います。一般基準においては、資金計画書が添付されておりますので、特に問題はないと思います。農地の転用面積では655㎡、運用要件の500㎡を超えています。計画平面図、現況写真でわかりますよう建ぺい率の計算式では、法面の部分が控除されるので、控除後の建ぺい率が25.1%となり、特に問題はないと思います。また、周辺に及ぼす被害防除等については、付近に耕作農地がないことから周辺に生じる影響はないと思います。また、都市計画区域内の用途地域「第1種低層住居専用地域」指定されている地域でもあります。以上のことから許可要件は満たされているものと思われます。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

柳澤委員

受付1号について報告いたします。6月30日私と本山委員、赤坂委員、事務局において現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思います。以上です。

工藤委員

受付2号について報告いたします。6月30日私と菅原委員、事務局において現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、立地基準・一般基準の基準要件・運用要件は満たされていると思われますので、特に問題はないと思います。

議長

議案第2号について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

坂本委員

受付2号について、質疑いたします。

申請地は7人の共有地となって休耕地ではありますが、課税状況はどうなっているのか。場所的にどの辺なのか教えてください。

事務局

課税状況ですが、地目が畑でありますので畑課税となっております。

場所的には、宇田町の自衛隊宿舍の山方面で、水源地大橋前の釜伏ス

キー場に登る十字路線の付近に位置するところであります。

議 長

質疑ありませんか。

各委員

なし

議 長

質疑ありませんので、議案第２号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

議 長

議案第３号「下限面積について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第３号の下限面積の改定について、ご説明いたします。

平成２１年１２月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、又は一部について、これらの面積の範囲内で省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっています。「農業委員会の適正な事務実施について」（２０経営第５７９１号平成２１年１月２３日付け農林水産省経営局長通達）が、平成２２年１２月２２日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり提案いたします。

方針といたしましては、農地法第３条第２項第５号に規定する現行の下限面積を別紙改正案のとおりといたします。

改正の理由といたしましては、近年、農業者の高齢化、都市部への流出、後継者不足の背景から遊休農地が増加傾向にあります。後継者、担い手不足を解消し、遊休農地の増加を抑制し農地の有効利用を図る観点から、新規就農者を確保することが現状の課題となっております。以上のことから下限面積の引き下げを行い、緩和措置をとるものであります。

次に下限面積の設定案ですが、下限面積設定基準は、農地法施行規則第２０条第１項に基づき、平成２２年の農業センサスの資料を参考に下限面積の設定を行いました。

設定面積改正案の概要につきましては、旧むつ市では農家数の割合から、今回、２地区に分けております。現行の設定面積５０ａから「田名部地区３０ａ」と「大湊地区２０ａ」に設定。旧川内町では、現行の設定面積５０ａから「２０ａ」に設定。旧大畑町では、現行のまま「２０ａ」に設定。旧脇野沢村では、現行の設定面積３０ａから「２０ａ」にしました。それぞれ、各地区の設定面積未満農家数がおおむね１００分の４０を下がらないように設定しています。

以上が設定面積の改正案でございます。

議 長

議案第３号について、質疑を許します。

坂本委員

下限面積（別段面積）について、詳しく教えてください。

事務局

農地等の権利移動の許可基準の一つに、「農地取得後の経営面積の合計が原則として、北海道にあたっては2ha、都道府県においては50a以上になること」という規定があります。これを一般に下限面積といいます。平成21年12月15日に施行された農地法の改正に伴い、下限面積（別段面積）を県知事に代わり農業委員会が定めることになりました。

農地法第3条の許可の要件である下限面積については、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を公示することで、下限面積を10a以上で、むつ市区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で、地域の実情に応じた面積に緩和できるようになりました。また、毎年、むつ市農業委員会においては、下限面積（別段面積）の設定、または、修正の必要性について検討することになっていますことで、ご理解願います。以上です。

議長
各委員
議長
議長
議長

質疑ありませんか。

なし

質疑ありませんので、議案第3号は原案のとおり決定されました。

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

続きまして、地目変更に係る報告事項が3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

法務局からの地目変更登記に係る、農地の現況照会3件であります。

報告第1号につきましては、申請地がむつ市大畑町中島64番、地目が畑、面積が507㎡ 農業振興地域外であります。平成23年6月22日北上委員、本山委員、畑中委員、柳澤委員、事務局において現地を確認しております。現況が相当年数宅地の状況で、宅地課税されていることから、非農地として回答いたしました。

報告第2号につきましては、申請地がむつ市横迎町二丁目49番、地目が畑、面積が171㎡ 農業振興地域外であります。平成23年6月30日菅原委員、工藤委員、事務局において現地を確認しております。

現況が相当年数宅地の状況で、宅地課税されていることから、非農地として回答いたしました。

報告第3号につきましては、申請地がむつ市新町33番6号、地目が畑、面積が770㎡ 農業振興地域外であります。平成23年6月30日菅原委員、工藤委員、事務局において現地を確認しております。現況が相当年数宅地の状況で宅地課税されていることから、非農地として回答いたしました。以上です。

議長
議長

これで報告を終わります。

暫時休憩を取りますので、農地部会及び農政部会を開催し、部会長、副部会長を決めて下さい。部会長、副部会長が決定次第、会議を再開し

事務局	ますので、事務局より報告をお願いします。 各部会長及び副部長が決定しましたので、ご報告いたします。 農地部会長には、坂本正一委員、農地副部長には、柴田峯生委員が決定しました。 農政部会長には、北上勝利委員、農政副部長には、原 英輔委員が決定しました。以上です。
議 長	その他ご発言ありませんか。
各委員	なし
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第670回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 北 上 勝 利

会議録署名委員 柴 田 峯 生